

産業競争力強化法第百四十条の二第三項ただし書の経済産業省令・農林水産省令・国土交通省令で定める軽微な変更を定める省令（案）等に対する意見公募要領

令和 8 年 9 月 9 日
経済産業省経済産業政策局
生活維持物品役務需要減等対策室

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

令和 8 年 5 月 29 日に成立した「経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律」の一部施行に伴い、（１）産業競争力強化法第百四十条の二第三項ただし書の経済産業省令・農林水産省令・国土交通省令で定める軽微な変更を定める省令、（２）産業競争力強化法による株式会社への組織変更に関する省令及び（３）経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令を定めることとしました。

ついては、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

・「産業競争力強化法第百四十条の二第三項ただし書の経済産業省令・農林水産省令・国土交通省令で定める軽微な変更を定める省令（案）等」

※上記に係る個別の法令としては以下の通り。

- （１）産業競争力強化法第百四十条の二第三項ただし書の経済産業省令・農林水産省令・国土交通省令で定める軽微な変更を定める省令（案）
- （２）産業競争力強化法による株式会社への組織変更に関する省令（案）
- （３）経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令（案）

3. 資料入手方法

- （１）電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- （２）窓口での配布

経済産業省経済産業政策局生活維持物品役務需要減等対策室
（東京都千代田区霞が関 経済産業省本館 6 階）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和 8 年 9 月 9 日（水）～令和 8 年 10 月 8 日（木）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

- （１）電子政府の総合窓口「e-Gov」
電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームからご提出ください。
- （２）郵送
意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省経済産業政策局生活維持物品役務需要減等対策室

パブリックコメント担当 あて

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： bz1-es-publiccomment@meti.go.jp

（電子メールの件名を「産業競争力強化法第百四十条の二第三項ただし書の経済産業省令・農林水産省令・国土交通省令で定める軽微な変更を定める省令（案）等に対する意見」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

